

# 援助効果議論における市民社会組織(CSO)のアドボカシー活動

CSOs' Advocacy on Aid Effectiveness

高柳 彰夫

Akio TAKAYANAGI

## はじめに

21世紀の開発援助のキーワードは「援助効果」(aid effectiveness)であろう。OECD-DAC(経済協力開発機構・開発援助委員会)に援助効果に関する作業部会(Working Party on Aid Effectiveness = WP-EFF)が設けられ、このテーマを議論するとともに、ローマ(2002年)、パリ(2005年)、アクラ(2008年)、プサン(2011年)と4回のハイ・レベル(閣僚級)・フォーラム(以下、HLF)が開催されてきた。パリでは「援助効果に関するパリ宣言」(Paris Declaration on Aid Effectiveness: 以下、パリ宣言)が採択された(OECD 2005)。

2011年11月29日から12月1日までプサンで第4回援助効果に関するハイ・レベル・フォーラム(4th High Level Forum on Aid Effectiveness: 以下、HLF4)が開催され、「効果的な開発協力のためのプサン・パートナーシップ」(Busan Partnership for Effective Development Co-operation: 以下、BPEDC)が採択された(OECD 2011)。

援助効果に関する国際プロセスの特徴の一つは、NGOあるいはCSO<sup>1</sup>の参加である。アクラのHLF3でCSOは初めて正式参加者として参加した。プサンのHLF4までのプロセスでは、二国間・多国間のODA(政府開発援助)に関するアドボカシー活動を行う BetterAid、CSO自身の開発効果の問題に取り組む

CSOの開発効果に関するオープン・フォーラム（Open Forum for CSO Development Effectiveness: 以下、Open Forum）の二つのCSOのグローバルなプラットフォームが活動した。BetterAidはWP-EFFに公式メンバーとして参加し、HLF4には300名の世界のCSO代表が参加した。これまで国際的政策決定の場にはCSOはオブザーバーといった資格で参加してきたが、HLF3以後の援助効果関連の会議には、主権国家や国際機構の代表と並んで、CSOの代表が正式メンバーとして参加した。

CSOの援助効果の問題に関する主張・提言は、どのような点で南北の国家政府や国家間国際機関に対し独自性を持つものだったのだろうか。CSOの主張・提言はどこまで受け入れられ、受け入れられた、あるいは受け入れられなかった要因は何であったのか。BetterAidの提言活動の意義は何だろうか。そのことをもとに国際開発におけるグローバル市民社会の意義はどのように論じることができるのだろうか。本稿では以上の問題に答えていきたい。

## 1. 研究の枠組み

### (1) CSOの開発論の独自性

「CSOの援助効果の問題に関する主張・提言は、どのような点で南北の国家政府や国家間国際機関に対し独自性を持つものだったのだろうか」「CSOの主張・提言はどこまで受け入れられたのか」という問題に答えていくためには、開発に関するCSOの独自の開発論がどのような特徴を持つのか、それがどこまで受け入れられたのかを検討することとなる。CSOは「支配的な開発モデルに対するオルターナティブ」の担い手として期待されてきた（Bebbington et al. eds. 2008）。その一方で、「飼いならされる」（tamed）可能性の指摘（Kaldor 2003）や、Dostangos（Donor States and NGOs）システムの一員としてCSOの有力な資金源の

一つである ODA 機関に取り込まれたアクターとする見解(Tvent 2006) もある。

近年の CSO の開発論で台頭しているのが権利ベース・アプローチ (Rights-based Approach to Development: 以下、RBA) である (Fowler 2011: 49)。RBA とは、開発を国連や地域機構で採択された国際人権条約などの国際人権基準にもとづき経済的・社会的・文化的権利や、市民的・政治的権利の実現と考えるアプローチといえよう。RBA では、貧困とは人権を満たされない状態と考えられ、貧困層はニーズを満たされるべき受益者というよりも、諸権利の実現を履行義務者 (duty bearers) に対し要求する権利を持つ人々 (rights holders) ととらえられる。また RBA では非差別が原則で、格差拡大を招くような支援は許されず、脆弱な立場の人々の権利主張のためのエンパワメント支援が重視される<sup>2</sup>。国連の開発関連機関<sup>3</sup> やイギリスやスウェーデンなど北欧諸国をはじめいくつかの二国間ドナー (援助主体) でも RBA は重視されている。

BetterAid はアドボカシー活動の中核に RBA を据え (BetterAid 2010b)、Open Forum は「CSO の開発効果に関するイスタンブール原則」の第 1 原則を人権の尊重や RBA とした (Open Forum 2011; 高柳 2012) など、援助効果議論における CSO の開発論の中核は RBA であったと言えよう。

本稿では、経済成長と市場アクターの役割を重視した支配的な開発アプローチに対し、オルターナティブとしての RBA を提唱する CSO が挑戦するという構図で CSO のアドボカシー活動をとらえてみたい。

## (2) 規範論

BetterAid、Open Forum の活動をまとめたブライアン・トムリンソン (Brian Tomlinson) は、CSO が WP-EFF にかかわっ

た意義について、「CSO は間違いなく、貧しいか周縁化された人々と直接活動する現場の多様な開発経験を持ち込んだ。しかし同じくらい重要なことは、開発を人権、平等、社会正義に焦点を当てた社会・経済変化のダイナミックな政治プロセスであるという規範的な理解を伴って参加したことである」(Tomlinson 2012: 40)と述べるなど、規範の提唱や推進が一つの重要な意義であることを繰り返し述べる。

一般的に NGO・市民社会はアドボカシー活動を通じて「規範起業家」の役割を担っているとされる(毛利 2011 第Ⅲ部)。国際政治学における規範論、特にマーサ・フィネモア(Martha Finnemore)とキャスリン・シキンク(Kathryn Sikkink)の「規範のライフ・サイクル論」(Finnemore & Sikkink 1998)は、援助効果の議論において、「CSO の主張・提言はどこまで受け入れられ、受け入れられた、あるいは受け入れられなかった要因は何であった」を考える上で参考にできるだろう。

規範とは「所与のアイデンティティを持ったアクターの適切な行動の基準」(Ibid.: 891)と定義される。「規範のライフ・サイクル論」とは以下のように要約できよう(Ibid.: 895-905)。

第1段階は、「規範の誕生・発生」(norm emergence)で、「規範起業家」は提唱した新しい規範を受け入れるよう説得を試みる。「ひっくり返る、あるいは敷居をまたぐポイント」(tipping or threshold points: 以下、TTP) —フェネモアとシキンクは3分の1の国が核心的に重要な国の同意を条件にあげる—を経て、第2段階の「規範の拡散」(norm cascades)に入る。規範を主導するようになった諸国がそれを受け入れるよう他の国を説得し、受け入れていく国家が増える段階である。第3段階は規範の「内部化」(internalization)、すなわち当該の規範が広く受け入れられ、議論の余地がなくなり、内部化される段階である。

規範のライフ・サイクル論にもとづいて対人地雷廃絶など5つ

の事例の検討を行っている毛利聡子(2011: 第三部)は、国際条約・協定の採択をTTP、その批准・発効を「規範の拡散」とみなしている(同上: 165)。BPEDCでのCSOの提言の諾否に焦点を当てる本稿では、これを参考に、TTPを越えられるか否かまでが検討の対象となろう。

## 2. BetterAidとWP-EFF

援助効果の議論におけるCSOのアドボカシー活動について検討するにあたって、この問題に取り組んだグローバルなCSOのプラットフォームであるBetterAidと、WP-EFFの組織的特徴やBPEDCの作成プロセスについて述べておこう。

### (1) BetterAid

CSOとして最初に援助効果をめぐる問題への取り組みはReality of Aid(以下、RoA)によるものであろう。RoAは、最初1993年にDAC諸国のCSOがそれぞれ自国のODAについてCSOの視点から批判的に評価するプロジェクトとしてスタートした。1996年以降、南の各地域のCSOネットワークも寄稿するようになり、21世紀に入って、南が主導しつつも南北のCSO共同の開発援助に関する調査研究・提言のプロジェクトとなっている。

HLF3に向けたプロセスの中で、RoAなどにより、CSOのアドボカシーを行うインフォーマルなネットワークがCSO国際執行グループ(CSO International Steering Group: 以下、ISG)として発足した。HLF3に向けてさまざまな提言を行い、HLF3時に援助効果に関するアドボカシーを行うCSOプラットフォームとしてBetterAidは公式に発足した。2009年2月にISGは、BetterAidの運営機関としてBetterAid Coordinating Group(BACG)に転換されることとなった(Tomlinson 2012: 9-13)。

2008年10月、当時のISGはWP-EFFにCSOの公式参加を提案した。翌月のWP-EFF会議でCSO代表としてBetterAidに2名の出席者を与えることを決定した（WP-EFFの構成は後述）。BetterAidの共同議長であったトニー・トゥファン（Tony Tujan: フィリピンのIBON財団）とセシリア・アルマニー（Cecilia Alemany: Association for Women's Rights in Development = AWID）がWP-EFFに参加し、後者は2011年からマイラ・モロ＝ココ（Mayra Moro-Coco）に交替した。

2009年にBetterAidはHLF3でまとめられたアクラ行動計画（Accra Agenda for Action = AAA）の実施状況をCSOの視点から検討した文書を発表し（BetterAid 2009）、2010年からBetterAidは援助効果に関する提言書—RBAや南南協力といったテーマ別のものを含む—を発表していった（BetterAid 2010a; 2010b; 2010c）。2011年4月にOpen Forumと共同でまとめた提言書CSOs on the Road to Busan（BetterAid with Open Forum 2011）は以後のBetterAidのアドボカシー活動の基盤となった。

## (2) WP-EFFとBPEDC作成プロセス

WP-EFFについて述べる前に、OECDの組織的特徴をごく簡単に述べる必要があるだろう。OECDは1948年にアメリカのマーシャル・プランにもとづく援助の配分や欧州域内の経済協力を目的に設立された欧州経済協力機構（OECE）が、1961年に改組して先進諸国間の経済・社会分野での協力を目的とした組織となったものである。そのような歴史的背景を持っているため、欧州諸国の発言力が強い、大国と小国が平等で、他の国際機関に比べて小国の活躍の場となりやすいなどの特徴がある（村田 2000: 特に1章）。

DACは先進諸国間のODA政策についての政策協調や政策研究の場であり、現在23か国とEUが加盟している。

援助効果の議論は、「援助の氾濫」「援助の断片化」<sup>4</sup>といった現象が南の開発現場で見られる中で、DACにおいて調和化の議論から始まった。この議論をリードしたのは、北西欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、イギリス、オランダ、アイルランド）であり（高橋 2004; 2009; JICA 2009: 2）、Nordic+ と呼ばれるグループでまとまって動いてきた。

WP-EFF は OECD-DAC を事務局に、2003 年に援助国の援助効果に関する議論の場としてスタートした。2005 年の HLF2 とパリ宣言以後、被援助国も加わって援助効果の問題を援助国・被援助国・国際機関などの代表が議論・研究する場となった。

HLF3 以後は、被援助国 24、被援助国・援助国双方である国（いわゆる新興ドナー）7、援助国（EU を含む）31（DAC24 メンバーに加え、東欧諸国 7 개국）、国際機関 9、その他（CSO など）5、これに DAC 議長を加えた 77 のメンバーであった<sup>5</sup>。共同議長は被援助国・援助国双方から 1 名ずつとした。前者はタラート・アブデル＝マレク（Talaat Abdel-Malek: エジプトの経済学者、国際協力大臣顧問）、後者は欧州援助協力・開発総局長のクース・リッシェル（Koos Richelle）が務めていたが、リッセルの EU 内部での異動でバート・コンダース（Bert Koenders: オランダの元下院議員・国際協力大臣）に 2011 年はじめに交替し、2011 年 10 月にコンダースが国連コートジボワール活動（UNOCI）代表に就任したため辞任し、以後議長はアブデル＝マレク 1 名となった。副議長は HLF4 開催国の韓国と世界銀行であった。

BPEDC の作成プロセスでは文書名は「ブサン成果文書」(Busan Outcome Document = BOD) とされたが、2011 年 7 月 7-8 日にパリで開催された WP-EFF 第 17 回会合で、アブデル＝マレク、コンダース両共同議長により第 1 ドラフトが示されて以降、以下のように HLF4 までの間に 5 回にわたりドラフトが出された（以下、本稿ではそれぞれのドラフトを BOD1～5 と記す）。

- ・BOD1 (OECD 2011a) : 2011年7月7-8日 : WP-EFF 第17回会合 (議事録要約 : OECD 2011b) で提出。
- ・BOD2 (OECD 2011c) : 10月6-7日 : WP-EFF 第18回会合 (OECD 2011d) で提出
- ・BOD3 (OECD 2011e) : 10月11日提出
- ・BOD4 (OECD 2011h) : 11月11日提出
- ・BOD5 (OECD 2011k) : 11月23日提出

第18回会合で「シェルパ」と呼ばれる起草グループの選出が決定され、表1のメンバーとアブデル＝マレク議長合計18名がシェルパとしてBODの作成にあたった。

表1 シェルパの構成メンバー

	数	シェルパ・メンバー
低所得国代表	3→4*1	バングラデシュ、ホンジュラス、マリ、ルワンダ
中所得国*2代表	3	中国、メキシコ、南アフリカ
DACメンバー	5	EU、フランス、日本、イギリス、アメリカ
脆弱・紛争国家	1	東チモール
CSO	1	BetterAid
国連開発グループ	1	UNDP
韓国(開催国)	1	韓国
世界銀行	1	世界銀行
WP-EFF	1	アブデル＝マレク WP-EFF 議長

\*1 : 当初シェルパに選出されたのは17名であったが、アフリカの特別なニーズを考え、2011年11月上旬にマリが追加された。

\*2 : WP-EFFの標記に従ったが、新興援助国代表といえる(出所) WP-EFFの資料をもとに筆者作成

シェルパたちは10月27日に電話会議(議事録要約 : OECD 2011f)、11月4日(第1回 : OECD 2011g)と18日(第2回 : OECD 2011j)にパリで、HLF4前日の11月28日以降プサンでHLF4の中で会議を開いた<sup>6</sup>。BetterAid代表のシェルパにはトニー・トゥファンがBACGで選出された。



### 3. CSO の提言の概要と BPEDC への反映

前述したように、本稿では紙幅の限界から CSO のすべての提言がどのような特徴を持ち、HLF4 で採択された BPEDC で何が受け入れられ、あるいは受け入れられなかったのか、その要因は何なのか詳細に検討することはできない。表 2 では、CSOs on the Road to Busan (BetterAid with Open Forum 2011) をもとに、その提言内容と BPEDC でどの程度反映されたのかをまとめた。

表 2 HLF4 に向けた CSO の提言と結果

CSOs on the Road to Busan での提言		BPEDC (数字はパラグラフ番号) と CSO コメント
文書名案: Busan Compact on Development Effectiveness		Busan Partnership for Effective Development Co-operation
A バリとア クラの公 約を完全 に評価し、 深める	民主的オーナーシップを援助・開発効果の中核にする	中核にはすえられなかったが (11)、オーナーシップの原則として民主的オーナーシップを明記 (12)
	参加型でマルチ・ステークホルダーの政策対話に優先順位を置く	直接の言及なし
	第 1 のオプションとして country system の利用	country system の利用を唱えると同時に、被援助国側のガバナンスへの配慮も述べる (19)
	政策コンディショナリティをやめる	言及なし
	すべての形態の援助の完全アンタイド化	原則論としての援助のアンタイド化と 2012 年にレビューを行うことは述べる (18e) も期限が削除され不十分
	需要にもとづいた技術協力の実施	言及なし
	援助額の予測不可能の問題に取り組む	予測可能性を高めること、ドナーが 3-5 年計画を提示することを述べる (24) が、アクラから進展なし
	民間セクターによる開発を持続的生計に導く	民間セクターの開発における役割を積極的に評価 (32) : CSO から貧困削減に直結しない可能性があるとして批判
	各国レベルとグローバル・レベルで明確に参加型のアカウントビリティ枠組みをつくり、それにもとづいて活動する	透明性とアカウントビリティは共有原則の一つとして明記される (11d)。情報公開について明記 (23) したが企業向け融資に配慮する文言も (23a)。DAC のレポーティング・システムや IATI を通じた情報の共有、標準化、提供を明記 (23c)。
	すべての援助アクターにより最も高度な公開性・透明性を実現すること	

B 人権基準を促進し、貧困・不平等の根源に焦点を当てた開発協力を通じて開発効果を強化する	開発における人権アプローチを公約・実施する	人権の促進が共通目標であることは確認された(3, 11)が、人権アプローチはCSOとの関連でしか触れられず(22)。「効果的開発」の重要要素として持続的・包摂的な成長(28)。
	ジェンダー平等と女性の人権の促進・実行	ジェンダー平等、女性のエンパワーメントのパラグラフ(20)が設けられたことは歓迎。しかし女性の人権や政策決定への参加への言及はなく、ジェンダー平等の達成についても期限が設けられていない。
	まともな水準の雇用を社会的に包摂的で持続可能な開発戦略として実施	まともな水準の雇用は共通目標として確認された(3, 11)のみ。民間セクター(32)についてILOの原則・基準順守の明記の要請容れられず。
C 独自性を持ったアクターとして多様なCSOの参加を認知・保証する	イスタンブール原則をエンドースし、オープン・フォーラムのCSOの開発効果に関する国際枠組みを認知する CSOが活動しやすい政策・制度枠組みを生み出す政府・ドナーの政策・法・規則・実践のミニマム・スタンダードに合意する	CSOが独自のアクターであることを確認し、国際的に認知された原則に従って活動しやすい政策・制度環境の促進を述べる(22a)が、国際人権への言及が不十分。イスタンブール原則と国際枠組みに従ったCSOの開発効果の取り組みを奨励(23b)。
D 公正な開発協力アーキテクチャーを促進する	HLF-4で参加型のプサン・コンパクトを開始し、それは期限を区切った約束を伴い、開発協力のグローバル・ガバナンスの根本的改革を開始する 政策対話と基準づくりのための平等で参加型の多角的フォーラムをつくる	2012年6月までに今後の枠組みを決定することを明記。

(出所) OECD (2011); BetterAid with Open Forum (2011) (2012); Tomlinson (2012) などをもとに筆者作成

本稿では、援助効果から開発効果への問題設定の転換、人権とRBA、民主的なオーナーシップの3つの援助効果議論における諸アクターの行動基準(=規範)となる論点に絞って論じたい。BODドラフトがWP-EFFでの議論や、11月以降シェルパ会議での議論を通じてどう変化していったのかを、特にCSOの発言に注目しながら、上記3つの規範のプロセスを検討したい。

#### 4. 援助効果か開発効果か、人権とRBA、民主的オーナーシップをめぐる BPEDC 作成プロセス

##### (1) 援助効果か開発効果か

援助効果をめぐる議論の中で、CSOは援助効果の議論が資金管理や事務コスト削減をいかに行うのかといった技術的な側面からとらえているのではという疑問を持ち、また、援助効果のみならず開発効果を問うべきだと唱えてきた (ISG 2008; BetterAid 2010b; 2011a)。開発効果とは「貧しい人々や周縁化されている人々に対する開発アクターの活動のインパクトに関するもの」であり「貧困・不平等・周縁化・不正義の兆候だけでなく、根源に取り組む持続的な変化を促進する」ものである (Ibid.: 2)。

BOD1 および BOD2 では、文書名は仮に「開発効果のためのブサン・パートナーシップ」(Busan Partnership for Development Effectiveness) とされ、BOD2 では「開発効果のための共有された原則」(Para.11-12)、「援助効果から開発効果へ」(Para.22) といった個別セクションのタイトルも見られる。しかし BOD1, 2 における開発効果の意味はあいまいであり、パラグラフ 22 からは貧困削減と全体を含んだ (inclusive) 経済成長全般を意味するように思える。BOD1, 2 の開発効果の意味のあいまいさは BetterAid の両ドラフトへのコメントでも指摘された (BetterAid 2011a; 2011b)。

BOD2 を議論した第 18 回 WP-EFF (2011 年 10 月 6-7 日) では、「援助効果」への言及の不十分さ、「開発効果」には「援助効果」も含まれるのかといった疑問など、さまざまな意見が出され、WP-EFF 両議長は次のドラフトまでに文書名も含めて再検討することとなった (OECD 2011d: Para.10)。BetterAid とは逆に、開発効果全般よりも援助効果に絞ることを暗に要求する意見が出されたと言える。

BOD3 以降、文書名として最終的なタイトルとなる「効果的な

開発協力のためのプサン・パートナーシップ」(Busan Partnership for Effective Development Co-operation) が採用された。また、BOD3 では「効果的な援助から効果的な開発協力へ」(From Effective Aid to Co-operation for Effective Development) というタイトルのパラグラフ 24 で、新しい効果的な開発のビジョンの一つとして「開発は、強く、持続可能で、社会全体を含む (inclusive) 成長によりもたらされる」(OECD 2011e: Para.24a) をあげた。

これに対し、BetterAid は、BOD3 の「効果的な開発」は成長指向が強いことを批判し、文書全体のタイトルを「開発効果のための協力に関するプサン・パートナーシップ」(Busan Partnership on Co-operation for Development Effectiveness) とすることを求めた (BetterAid 2011c; 2011d)。パラグラフ 24 も成長重視でなく、RBA にもとづく修正を主張したが、この点は次節で述べる。

BOD4 では文書名、パラグラフ 24 ともに変更がなく、BOD3 の後と同じ修正を主張した (BetterAid 2011e)。BOD5 では、パラグラフ番号に変更があったものの、文書名や文言の変更はなかった。

最終的な BPEDC では、「効果的な援助から効果的な開発協力へ」はパラグラフ 28 となり、その「枠組み」の一つとしてパラグラフ 28a で「開発は、強く、持続可能で、社会全体を含む成長によりもたらされる」(OECD 2011f: Para.28a) があげられた。

BOD ドラフトで用いられてきた用語が最初は開発効果であったのが、なぜ効果的開発協力や効果的開発になったのだろうか。トムリンソンは「開発効果」概念に関する WP-EFF メンバー間の共通の理解の欠如をあげ、その背景の一つとして新興ドナーの台頭に伴う南南協力をあげている (Tomlinson 2012: 58-60)。新興ドナー、特に中国は援助効果に関する諸原則が北から南への援助のみを拘束し、南南協力を拘束しないことを強く要求した。成果文書の対象をできるだけ北から南への援助に限定しようとする

新興ドナーの存在が、開発効果に関する成果文書の形になることを妨げたのではないだろうか。一方、CSOの側ではBOD3段階でBetterAidのコメントの一つとして、新興ドナーを拘束するためにも「開発効果」にこだわるべきとの記述もある（BetterAid 2010c）。

## (2) 人権とRBA

前述したようにCSOの開発論の中核はRBAであった。BPEDC作成のプロセスでは、RBAを含め、人権は論点の一つとなった。

HLF3で採択されたAAAでは、貧困削減やオーナーシップの原則として、ジェンダー平等、人権、環境持続可能性が明記されていた（OECD 2008: Paras.3, 13c）。

BOD1では、オーナーシップのところで、途上国のオーナーシップは「国際的な人権、まともな雇用、ジェンダー平等、障がいに関する国際的合意に一致」すべき（OECD 2011a: Para.12）と述べたにとどまった。BOD2とBOD3では、共有された原則を述べたパラグラフ10で「国際的な人権、まともな雇用、ジェンダー平等、障がいに関する国際的合意に一致」にもとづく開発の取り組みが唱えられた。パラグラフ24では、新しい開発協力のビジョンとして成長（前述）など4つのビジョンをあげた後に、援助を国際的な人権規範・基準と一致して使うことが述べられた（OECD 2011c; 2011e）。

これに対し、BetterAidはBOD2, BOD3いずれの段階でもRBAの視点の欠落を批判した（BetterAid 2011b; 2011c）。そしてBOD3の具体的な修正案として、前文に当たる部分のうち世界的な課題として貧困削減やMDGsの達成を述べたパラグラフ2で人権にも言及すること、パラグラフ24を「効果的な開発」から「効果的で人権を基盤とした開発」（BetterAid 2011d）と、

RBA を明記する形で修正するよう提案した。

BOD3 を議論した第 1 回シェルパ会議に向け、アメリカもパラグラフ 2 で国連ミレニアム宣言を引用しつつ人権に言及する修正案を文書で提案した (OECD 2011i)。第 1 回シェルパ会議では、BetterAid とアメリカはパラグラフ 2 で人権に言及することを提案し、イギリス、UNDP、EU もこれに賛同した。これに対しアブデル＝マレク議長は文書の長大化を避ける意味でパラグラフ 10 での人権への言及で十分ではないかと述べ、フランスもすべての参加者の同意を得るうえでパラグラフ 10 での言及で十分であるとの意見を述べた (OECD 2011G: Para.9)。

BOD4 でもパラグラフ 2 で人権への言及はなかったが、第 2 回シェルパ会議に向け、BetterAid<sup>7</sup> のみならず、CANZ<sup>8</sup>、CARICOM<sup>9</sup>、Nordic+ もパラグラフ 2 での人権への言及を文書で提案した (OECD 2011i)。第 2 回シェルパ会議では、BetterAid とアメリカはパラグラフ 2 で人権に言及することを、さらに BetterAid は共有された原則 (パラグラフ 10) にもとづいた行動指針を述べたパラグラフ 11 で RBA を述べることを求めた。これに対し、フランス・韓国・ルワンダは全参加国の合意を図る上で微妙な問題の議論は避けるべきであり、既提案の文書で十分との見解を示した。アブデル＝マレク議長はパラグラフ 2 で人権に短く言及することを決断し、シェルパたちの同意を得た (OECD 2011j: Para.6)。

その結果 BOD5 のパラグラフ 2 と、BPEDC のパラグラフ 3 は、次のような文言となった。

世界はグローバルな開発において重要な転機を迎えている。貧困と不平等は中心的なチャレンジのままである。(国連) ミレニアム宣言は開発に向けた私たちの普遍的な使命を述べ、MDGs の目標期限まで 4 年を切った今、途上国で強力で、

共有され、持続可能な成長と、まともな雇用の達成は最も緊急のことである。それ以上に、ミレニアム宣言は人権、民主主義、グッド・ガバナンスを私たちの開発の取り組みの不可欠な部分としている…… (OECD 2011k: Para.2; 2011l: Para.3)

BOD2 以来の「国際的な人権、まともな雇用、ジェンダー平等、障がいに関する国際的合意に一致」はパラグラフ 11 となった。

RBA については、BPEDC で CSO の役割について述べたパラグラフ 22 で「CSO は人々が権利を主張すること、RBA を促進すること、開発の政策とパートナーシップを形成すること、その実施を監視することに重大な役割を持っている…」(OECD 2011: Para.22) と、CSO の役割としてのみ言及された。このパラグラフに「RBA を促進すること」という文言は BOD5 にもなく、HLF4 の最終段階で BetterAid に妥協する形で CSO の役割として挿入された<sup>10</sup>。

人権と RBA をめぐる BPEDC における結果について、BetterAid と Open Forum は人権に対する言及が少ない一方で、パラグラフ 28a (前述) に現れているように成長指向であることを批判し、RBA については CSO の役割としてのみ述べられたことへの失望を表明した (BetterAid with Open Forum 2012: 6)。AAA に引き続く形で人権は開発協力の規範の一つとなったが、RBA は規範として受け入れられなかった。

このように、慎重な意見があったにもかかわらず、BetterAid のみならず、アメリカ、イギリス、CANZ、CARICOM、Nordic+、EU、UNDP の提案や支持があったパラグラフ 2 における人権への言及には成功した。RBA については、国連機関や Nordic+ の開発援助政策でも採用されているにもかかわらず、開発協力全体の原則とすることへの支持は得られなかった。

人権について慎重な意見はなぜ出されたのだろうか。議事録要

約 (OECD 2011d) では紹介されていないが、DAC 議長のブライアン・アトウッド (J. Brian Atwood) は、10月6-7日の第18回 WP-EFF について次のように述べている。

BetterAid の代表はいくつかの途上国が市民社会の活動空間を制限する動きを見せているとして、民主主義・人権の課題を強く推進していた。いくつかの国が、中国・ベトナムなどいくつかの途上国を軟化させるため明確な人権に関する文言を避けようとしていると聞いて、民主主義・人権の擁護者を動員した。これまでのこの問題領域における国際的合意からの後退はないこととなった (Atwood 2012: 16)。

このことから人権をめぐるのは、一部の途上国とそれを擁護する援助国と、BetterAid や人権推進の立場に立つ諸国との間で議論があったことが推測できる。人権を開発協力の規範とすることが合意できる限界だったことがうかがえる。

### (3) 民主的オーナーシップ

パリ宣言は援助効果の5つの原則<sup>11</sup>を掲げたが、その第一はオーナーシップであった。パリ宣言時に、CSOはそのオーナーシップの考え方が国家政府に偏っていることを批判し (高柳 2007b: 133-137)、HLF3に向けて、国家政府中心のオーナーシップから「民主的オーナーシップ」(democratic ownership)への転換を求めた。ISGによれば、「民主的オーナーシップ」とは、①市民の声と関心事が国家開発計画やそのプロセスの中心であるべきこと、②国家開発計画に関して市民が情報にアクセスでき実施・監視・評価に関われること、③議会など選挙で選ばれた代表、女性団体、CSO、地域社会などを含む政策決定とアカウントビリティのためのガバナンス・メカニズムを含む (ISG 2008: 4)。



HLF3で採択されたAAA（OECD 2008）では、オーナーシップが核心で、途上国のオーナーシップの強化が第一の優先課題であり（Para.8, 12）、同時に開発政策における「公開で社会全体を含んだ（inclusive）対話」の重要性を唱え（Para.13）、開発戦略の準備・実施・監査において議会、地方自治体、CSOの参加の重要性を述べている（13a）。

HLF4に向けて、民主的オーナーシップは援助・開発効果の中核で、RBAの必要条件と考えられた（BetterAid 2010b; BetterAid with Open Forum 2011）。RoAは2011年に民主的オーナーシップをテーマにした報告書を発表し、開発戦略における市民参加は限られた国（調査対象の30か国中3か国）でしか拡大していないことを指摘した（Reality of Aid 2011）。

BOD1では、オーナーシップの重要性（Para.12）と議会・CSOの重要な役割に触れられていた。BOD1が議論された第17回WP-EFF（2011年7月7-8日）では、より社会全体を含んだオーナーシップ（inclusive ownership）の必要性に言及することで参加者の一致を見た（OECD 2011b: Para.12）。

BOD2では「社会全体を含んだオーナーシップ」が共有された原則の一つとされ（OECD 2011c: Para.10d）、「広い基盤を持ち、民主的なオーナーシップ」における議会・地方自治体・CSOの役割が明記された（Para.17）。BOD2が議論された第18回WP-EFFでは民主的オーナーシップへの言及と、同一パラグラフにあった議会・地方自治体とCSOの役割についてはパラグラフを別々にすることが同意された（OECD 2011d: Para.12）。BetterAidのBOD2コメントでは、原則としても民主的オーナーシップを明記することと、その意味をより明確にすることを求めた（BetterAid 2011b）。

BOD3では、共有された原則の第1がオーナーシップとされ（OECD 2011e: Para.10a）、それが導く行動として「開発政策・プ

ロセスの社会全体を含んだオーナーシップを深め、広げ、運用する」(Para.11a)と述べられている。議会・地方自治体に関するパラグラフで「広い基盤を持ち、民主的なオーナーシップ」における役割が述べられている(Para.18)。BOD3を議論した第1回シェルパ会議では、BetterAidとEUがパラグラフ10a,11aで「民主的オーナーシップ」と述べるべきだと主張した(OECD 2011g: Para.12)。

EUはHLF4に共通政策をまとめた上で臨んだ。2011年9月のドラフトでは、「パートナー諸国のオーナーシップは開発の成果に不可欠である。社会全体の対話と地元のさまざまな利害関係者や組織の能力強化の重要性に注意を向けるためにも民主的オーナーシップに深められなければならない」(European Commission 2011: 3)と述べるなど民主的オーナーシップの重要性を強調していた。

BOD4では、共有された原則としてオーナーシップが述べられた(OECD 2011h: Para.10a)に続き、「開発政策・プロセスの民主的オーナーシップを深め、広げ、運用する」(Para.11a)と、BOD3に比べ、文言が「社会全体で共有された」(inclusive)から「民主的」(democratic)に改められた。第1回シェルパ会議でのBetterAidとEUの提案が部分的に採用された形になった。BOD4に対し、BetterAidはパラグラフ10aの共有された原則の「オーナーシップ」を「民主的オーナーシップ」と変更するよう提案した。BOD4に対しては、11のWP-EFFメンバーからコメントが寄せられたが<sup>12</sup>、BetterAid以外からは、EUも含めパラグラフ10aに「民主的」を付け加える提案はなかった。結局、BOD5でBOD4からの変更はなかった<sup>13</sup>。

最終的に採択されたBPEDC(OECD 2011i)でも、後述する南南協力の例外をパラグラフ2として挿入した関係でパラグラフ番号が1つずつ変更になったが、基本原則(Para.11)として「途

「上国による開発の優先順位のオーナーシップ」(Para.11a)があげられ、オーナーシップの原則が「導く行動」(Para.12)として「開発政策・プロセスの民主的オーナーシップを深め、広げ、運用する」(Para.12a)と述べられている。BOD4以後、最終的なBPEDCまで、いわば基本原則に準ずる形で民主的オーナーシップが扱われたと言えよう。またBOD3以後、文言が変わらずに、議会・地方自治体の「広い基盤を持ち、民主的なオーナーシップ」における役割が明記されている(Para.21)。

BetterAidはBPEDCが採択された同日に発表したステートメントで、「パリ宣言以降初めて、民主的オーナーシップは、社会全体で共有されたパートナーシップで実施される開発協力の基本的原則として認知された」(BetterAid 2011f)と評価した。翌年3月のBetterAidとOpen Forum合同のBPEDC評価では「開発政策・プロセスの民主的オーナーシップを深め、広げ、運用する」と明記されたことを歓迎しながらも、基本原則で「民主的」と明記できなかったことでCSOとしての目標を完全に達成できたわけではないとする(BetterAid with Open Forum 2012: 1, 3)。

基本原則に民主的オーナーシップを入れられなかったとはいえ、それに導かれる行動として民主的オーナーシップが明記されたことから、CSOの主張の中で比較的受け入れられた規範であったと言えよう。

#### (4) 3つの規範をめぐる議論のまとめ

##### ① CSOの開発論の独自性

本稿では、経済成長と市場アクターの役割を重視した支配的な開発アプローチに対し、オルターナティブとしてのRBAを提唱するCSOが挑戦するという構図でCSOのアドボカシー活動をとらえることを試みてみた。3つのいずれにおいても、経済成長と市場アクターの役割を重視した支配的な開発アプローチに対し、

RBA を提唱する CSO が挑戦という構図が確認できた。

「開発効果」をめぐっては、BPEDC パラグラフ 28a としてまとまった「効果的な開発協力」の「枠組み」として CSO は RBA の採用を主張したが、実際に採択されたのは「強く、持続可能で、社会全体を含む成長」であった。

RBA は HLF4 へのプロセスで CSO の主張の核心であった。開発協力の規範として人権に関する言及を増やすことは、中国をはじめとするいくつかの途上国の反発に対する懸念がありながらも達成したが、開発を人権の実現ととらえる RBA の規範としての採用には他のアクター（国連や Nordic+ など RBA を開発援助政策に採用しているアクターからも含め）から賛同を得られなかった。

「民主的オーナーシップ」は CSO にとって達成度が高かった論点であったが、RBA の条件としての意味があった。

RBA 主流化を提唱する CSO に対し、採択された BPEDC では成長志向の強いものとなった。しかし人権規範や「民主的オーナーシップ」が明記されたことで RBA の条件のいくつかが採用されたと言えよう。

## ②規範論の視点から

フィネモアとシキンクの「規範のライフ・サイクル論」では「ひっくり返る、あるいは敷居をまたぐポイント」(TTP) の条件として、前述のように 3 分の 1 の国が核心的に重要な国の同意をあげている。

前文の一部であるパラグラフ 2 に人権を明記することについては、慎重な国がある一方で、アメリカ、イギリス、CANZ、CARICOM、Nordic+、EU、UNDP の提案や支持があったことで TTP を越えられたとみなすことができよう。パラグラフ 11a で「民主的オーナーシップ」と表現することでは、EU も共通政

策を背景に同様の提案を行ったことが、伝統的にヨーロッパ諸国の発言力が強い OECD の特徴を考えた時に、TTP を越えられた要因と言えよう。一方で、人権については AAA ですでに基本原則として確認されていた。また「民主的オーナーシップ」は、やや弱い表現とはいえ「社会全体を含んだオーナーシップ」に言及することで参加者の一致を見ていた経緯があった。こうした既存の同意を基盤としていることも重要な要因と言えないだろうか。一方、RBA については、開発援助政策にすでに採用しているアクター（国連、Nordic+）も含めて BPEDC の原則とすることの賛同はなく、TTP に達しなかったと言えよう。

開発効果や人権をめぐる議論において、中国を中心に途上国の否定的な姿勢が影響を持ったと言えよう。特に中国は、HLF4 直前には、BPEDC で諸原則は北から南への協力を対象とし、南南協力は対象としないことを明記するよう求め、HLF4 前日のシェルパ会議を欠席し、受け入れられない場合は HLF4 も欠席する旨を表明する強硬な態度をとった。新興ドナーであるインドとブラジルも中国に同調する動きを見せた。結局、パラグラフ 2 に南北協力と南南協力の違いと、南南協力については BPEDC の諸原則の適用は自発的 (voluntary) であることを明記して、新興ドナー 3 か国の BPEDC への賛同を得ることとなった<sup>14</sup>。

中国をはじめ新興ドナーは、地球環境をめぐる国際プロセスでしばしば登場する「拒否国」(veto state)、「阻止国」(blocking state)、「拒否国連合」(veto coalition)<sup>15</sup> (Chasek et al. 2006) に相当する存在となった。BPEDC の「拒否国」となりえた中国など新興ドナーや、いくつかの途上国を軟化させるためにも人権に関しては抑制的な雰囲気があったことが、RBA への賛同を難しくしたと言えないだろうか。

フィネモアとシキングの「規範のライフ・サイクル論」では超大国アメリカの賛同がなくても、対人地雷禁止国際条約が成立し

た例をあげるが、援助効果をめぐる議論のプロセスでは、規範が国際的に受け入れられる、あるいは受け入れられないプロセスにおける「拒否国」「阻止国」「拒否国連合」の役割にも注意を向ける必要性が示されていると筆者は考える。

## 結論

BetterAid のアドボカシー活動は、RBA を軸とした開発論にもとづいて展開された。最終的に採択された BPEDC では RBA は採用されず、既存の主流の開発論に沿った成長重視のものとなったが、人権や民主的オーナーシップを開発協力の規範として明記することともなった。パラグラフ 22 で CSO の独自のアクターとしての存在、Open Forum の「CSO の開発効果に関するイスタンブール原則」の認知、CSO の活動しやすい政策・制度環境 (enabling environment) の提供が明記されたこと (OECD 2011: Para.22; 高柳 2012) と合わせ、今後の開発協力や各国での開発戦略での CSO の発言権の基礎ともなろう。

CSO は WP-EFF やシェルパに公式参加者の一メンバーとして、主権国家や国際機関と対等な立場で参加することとなった点で画期的であった。しかしそれは、一メンバーとして、他のメンバーをいかに説得するのか、どこで妥協するのか、より高い能力や判断力を求められることでもあった。CSO の主張を通すためには一定のメンバーの賛同の必要もあり、また「拒否国 (連合)」の動向にも左右されることも HLF4 へのプロセスで経験したことである。

HLF4 後、OECD-DAC と UNDP を共同事務局とする援助効果あるいは効果的な開発協力に関する新しい国際枠組みとして、「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for Effective Development Co-operation = GPEDC) が発足した。ここには、援助国、新興ドナー、被援助国、国際機

関、CSO だけでなく、経済界の代表も入ることとなった。CSO 側でも BetterAid と Open Forum の双方の活動を統合した CSO Partnership for Development Effectiveness (CPDE) がスタートした。今後の CSO にとって GPEDC という新たな枠組みでいかに RBA など CSO としての主張に賛同を得ていくのかという課題がある。また、国際関係論・国際開発学の研究課題として、多様なアクターが参加した GPEDC のプロセスをどう理論的に理解していくのかという新しい挑戦がある。

---

【注】

- 1 近年では NGO とともに、CSO ということが国際的によく使われるようになってきている。背景としては、non から始まる用語を避ける、一般的に NGO と呼ばれる諸団体以外にも活動の一部としてグローバルな問題に取り組む諸団体（労働組合や学術団体）も含めたい、といったことがある。
- 2 RBA に関する日本語文献として、勝間（2005）と川村（2008）が参考になる。
- 3 国連では、開発関連の諸機関からなる国連開発グループ（UNDG）は、国連のすべての開発協力のプログラムは、すべてのセクターや実施の全段階で世界人権宣言や国連の人権諸条約で定められた人権の実現を目的にすることを明記している（UNDG 2003）。
- 4 「援助の氾濫」「援助の断片化」とは、さまざまな援助アクター（二国間・多国間 ODA 機関、CSO など）がばらばらに援助を行う結果、プロジェクトの重複・偏在や、被援助国政府が個別の援助アクターに対し手続きを個別に行わなければならないこと事務コストの増大をもたらしたりすること。
- 5 <http://www.oecd.org/dac/aideffectiveness/workingpartyonaideffectivenessmembers.html>（アクセス：2012年12月31日）
- 6 11月28日以降、HLF4 期間中のシェルパ会議に関しては、最終的な成果文書のとりまとめに同席した事務局スタッフが集中したことから、議事録要約は作成されていない（筆者のメールによる照会に対する OECD 事務局の返答）。
- 7 BetterAid は全文にわたり、多数の箇所で RBA に言及する修正案を提

- 
- 出したが、本稿では紙幅の関係で紹介することができない。
- 8 カナダ、オーストラリア、ニュージーランドはCANZという一つのグループで行動した。イギリスのシェルパがCANZをも代表することになっていた。
  - 9 カリブ共同体。カリブ海、南米の15の国と地域が加盟。
  - 10 筆者が参加したHLF4直前のプサン・グローバル市民社会フォーラム(BCSF)で、シェルパ会議とBCSFを往復していたトニー・トゥファンがそうした趣旨のことを述べていた。
  - 11 5つの原則とは、①オーナーシップ(ownership)、②整合性(alignment)、③調和化(harmonisation)、④成果のマネージメント(management for results)、⑤相互のアカウントビリティ(mutual accountability)であった。
  - 12 11月4日以降に文書で提出されたBOD3および4への修正提案は、OECD(2011i)として11月18日のシェルパ会合で提出された。
  - 13 第2回シェルパ会議の議事録では、オーナーシップをめぐる議論は特に記録されていない。
  - 14 詳しい経緯については、Atwood(2012: 21-23)が参考になる。
  - 15 「拒否国」「阻止国」「拒否国連合」については次のように説明される。「どの地球環境問題でも、その協力が問題に対処する合意の成功が不可欠であり、強力な国際行動を阻止する潜在力を持つ一国または国家群がある。これらの諸国が合意に反対したり弱めようとしたときに、拒否国・阻止国・拒否国連合となる」(Chasek et al. 2006: 14)。
- 

#### 【参考文献】

- 勝間靖(2005)「開発援助と人権」佐藤寛・アジア経済研究所開発スクール編『テキスト社会開発—貧困削減への新たな道筋』日本評論社
- 川村暁雄(2008)「人権基盤型アプローチの基底—人間の尊厳のための社会関係の把握・変革・自覚・共有」『アジア太平洋人権レビュー 2008』
- 高橋基樹(2004)「貧困国に対するODAと援助協調」『開発援助の新たな課題に関する研究会』報告書(財務省委嘱・(財)国際金融情報センター)
- 高橋基樹(2009)「日本の貧困国援助の比較論的考察—援助レジームの変遷をめぐって」『国際開発研究』18巻2号
- 高柳彰夫(2007)「貧困削減戦略時代のNGO・市民社会組織の国際開発協力—OECD-DACのバリ宣言との関係で」『北九州市立大学外国語学部紀要』120号



- 
- 高柳彰夫 (2009) 「市民社会と援助効果」『国際交流研究』11号
- 高柳彰夫 (2012) 「市民社会組織 (CSO) の開発効果」『国際交流研究』14号
- 村田良平 (2000) 『OECD (経済協力開発機構) —世界最大のシンクタンク』中公新書
- 毛利聡子 (2011) 『NGO から見た国際関係—グローバル市民社会への視座』法律文化社
- Atwood, J. Brian (2012) "Creating a Global Partnership for Effective Development Cooperation", Center for Global Development.
- Bebbington, Anthony I., Samuel Hickey & Diana Milton eds. (2008) *Can NGOs Make a Difference: The Challenge of Development Alternatives*, London & New York: Zed.
- BetterAid (2009) "An Assessment of Accra Agenda for Action from a Civil Society Perspective".
- BetterAid (2010a) "Development Cooperation: Not Just Aid: Key Issues: Accra, Seoul and Beyond".
- BetterAid (2010b) "Development Effectiveness in Development Cooperation: A Rights-based Perspective".
- BetterAid (2010c) "Policy Paper on South-South Development Cooperation".
- BetterAid (2011a) "Submission of Civil Society views by BetterAid to the Working Party on Aid Effectiveness (WP-EFF) with respect to the First Draft of the Busan Outcome Document".
- BetterAid (2011b) "Submission by BetterAid to the Working Party on Aid Effectiveness (WP-EFF) with respect to the Second Draft of the Busan Outcome Document".
- BetterAid (2011c) "Consolidated Comments and Inputs on the BOD 3".
- BetterAid (2011d) "BetterAid Proposals on BOD 3".
- BetterAid (2011e) "BetterAid Proposals on BOD 4".
- BetterAid (2011f) "BetterAid Statement on the Global Partnership for Effective Development Cooperation".
- BetterAid with Open Forum (2011) *CSOs on the Road to Busan: Key Messages and Proposals*.
- BetterAid with Open Forum (2012) "An Assessment of the Busan Partnership for Effective Development Cooperation from a Civil Society Perspective".

- 
- Chasek, Pamela S., David L. Downie & Janet Brown (2006) *Global Environmental Politics*, Boulder: Westview.
- Finnemore, Martha & Kathryn Sikkink (1998) "International Norm Dynamics and Political Change", *International Organization*, Vol.52, No.4.
- Fowler, Alan (2011) "Development NGOs", Michael Edwards ed., *The Oxford Handbook of Civil Society*, Oxford: Oxford Univ. Press.
- International Civil Society Steering Group (ISG) (2008) "From Paris 2005 to Accra 2008: Will Aid Become More Accountable and Effective?: A Critical Approach to the Aid Effectiveness Agenda".
- JICA (2009) *The Nordic Plus Studies Series: The ODA Systems of UK, the Netherlands, Sweden, Norway, Denmark, Ireland and Finland*.
- Kaldor, Mary (2003) *Global Civil Society: An Answer to War*, Cambridge: Polity. (山本武彦他訳『グローバル市民社会論—戦争への一つの回答』法政大学出版局、2007年)
- OECD (2005) "Paris Declaration on Aid Effectiveness: Ownership, Harmonization, Alignment Results and Mutual Accountability".
- OECD (2008) "Accra Agenda for Action".
- OECD (2011a) "First Draft Outcome Document for the Fourth High-Level Forum on Aid Effectiveness".
- OECD (2011b) "Working Party on Aid Effectiveness: Draft Summary Record of the 17th Meeting".
- OECD (2011c) "Second Draft Outcome Document for the Fourth High-Level Forum on Aid Effectiveness".
- OECD (2011d) "Working Party on Aid Effectiveness: Draft Summary Record of the 18th Meeting".
- OECD (2011e) "Third Draft Outcome Document for the Fourth High-Level Forum on Aid Effectiveness".
- OECD (2011f) "Group of HLF-4 Outcome Document Sherpas: Draft Summary Record of Discussion on 27 October 2011".
- OECD (2011g) "Group of HLF-4 Outcome Document Sherpas: Draft Summary Record of Discussion on 4 November 2011".
- OECD (2011h) "Fourth Draft Outcome Document for the Fourth High-Level Forum on Aid Effectiveness".
- OECD (2011i) "Second Meeting of the Group of HLF-4 Outcome Document Sherpas: Compendium of Written Proposals Received since the First

- 
- Meeting of 4 November”.
- OECD (2011j) “Group of HLF-4 Outcome Document Sherpas: Draft Summary Record of Discussion on 18 November 2011”.
- OECD (2011k) “Fifth Draft Outcome Document for the Fourth High-Level Forum on Aid Effectiveness”.
- OECD (2011l) “Busan Partnership for Effective Development Co-operation”.
- Open Forum (2011) *The Siem Reap Consensus on the International Framework for CSO Development Effectiveness*.
- Reality of Aid (2011) *Democratic Ownership and Development Effectiveness: Civil Society Perspectives on Progress Since Paris: Reality of Aid 2011 Report*, Quezon City: Reality of Aid.
- Tomlinson, Brian (2012) *CSOs on the Road from Accra to Busan: CSOs Initiatives to Strengthen Development Effectiveness*, Better Aid in cooperation with Open Forum for CSO Development Effectiveness.
- Tvent, Terje (2006) “The International Aid System and the Non-Governmental Organisations: A New Research Agenda”, *Journal of International Development*, Vol. 18.
- UNDG (2003) “The Human Rights Based Approach to Development Cooperation: Towards a Common Understanding among UN Agencies”.